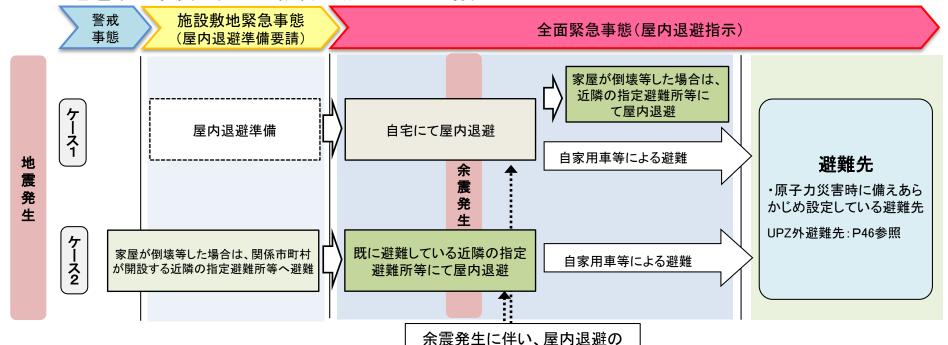
## 自然災害等(地震<sub>※1</sub>)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- Cabinet Office, Government of Japan
- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市町村にて開設する 近隣の指定避難所等に避難を実施。【P】
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等の被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市町村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。【P】
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際は、原子力災害対策本部、県及び関係市町村は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。【P】

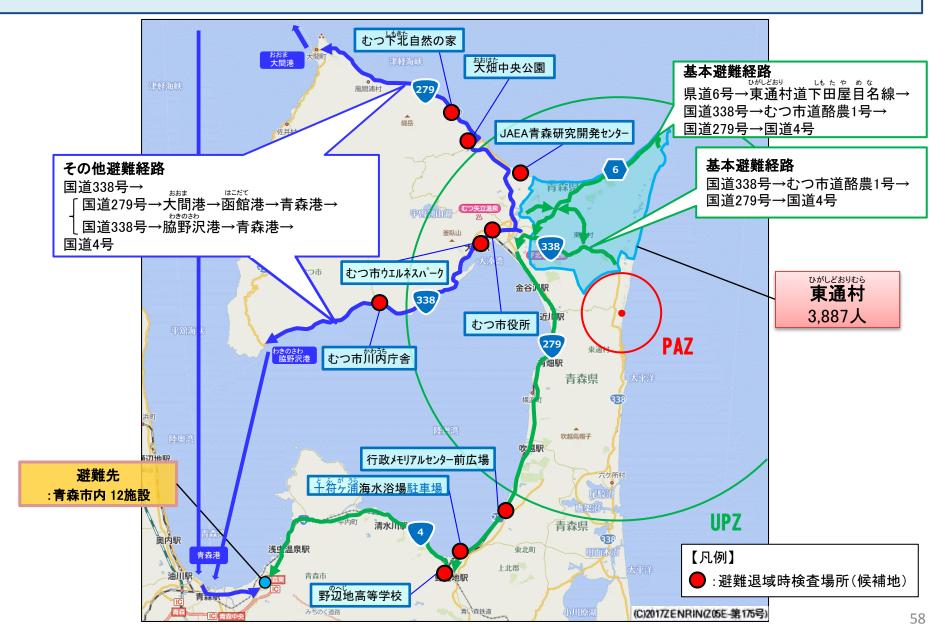
## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



- ※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
- ※2 仮に、放射性物質放出に至った場合の避難に当たっては、体の表面に放射性物質が付着したり、体内に取り入れることがないよう、レインコートやマスクを身につける等の対策を周知。

継続が困難な状況が発生

▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



## むつ市におけるUPZ内から避難先までの主な経路



自然災害等により避難経路が使用できない場合は、利用可能な基本避難経路を中心として避難を実施。

